

**改正**

平成22年8月25日告示第53号

平成26年3月20日告示第22号

平成27年9月10日告示第83号

平成28年1月14日告示第2号

平成29年3月23日告示第19号

平成29年9月1日告示第92号

令和2年3月25日告示第24号

山ノ内町住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱

(目的等)

**第1条** この要綱は、地震に対する建築物の安全性の向上を図ることにより災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的に、山ノ内町耐震改修促進計画に基づき、町内の住宅及び避難所の耐震改修工事及び特定既存耐震不適格建築物の耐震診断又は耐震改修工事の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。）
  - イ 木造在来工法の住宅
  - ウ 長屋、共同住宅及び賃貸住宅以外の個人所有の一戸建て住宅
- (2) 既存非木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。）
  - イ 木造在来工法以外の住宅
  - ウ 長屋、共同住宅及び賃貸住宅以外の個人所有の一戸建て住宅
- (3) 避難施設 次のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 昭和56年5月31日以前に町内に着工された建築物

イ 町長が指定した避難施設で、国、県及び町の所有する建築物以外の建築物

- (4) 特定既存耐震不適格建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「耐震改修促進法」という。）第14条に規定する建築物のうち建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）（以下「耐震改修促進法施行令」という。）第6条第1項第6号に定めるホテル又は旅館をいう。
- (5) 要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する建築物のうち耐震改修促進法施行令第6条第1項第6号に定めるホテル又は旅館をいう。
- (6) 耐震診断 診断士（知事が、耐震診断を行う者として必要な知識及び技能を有する者として認め、別に定める方法により長野県木造住宅耐震診断士登録名簿に登録した者をいう。）が、県が別に定める木造住宅耐震診断マニュアルに基づき調査し、既存木造住宅の地震に対する安全性を評価すること並びに建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号）（以下「国指針」という。）の規定に基づき、非木造住宅又は特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (7) 第三者機関 長野県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令細則（平成27年長野県規則第3号）第3条の規定により、耐震診断の結果を判定する知識及び能力を有すると知事が認めた者をいう。
- (8) 総合評点 耐震診断により得られた上部構造評点をいう。
- (9) 長野県建築物構造専門委員会 県が既存木造住宅において行う耐震改修工事の性能を評価するため設置した委員会（以下「評価委員会」という。）をいう。
- (10) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として行う補強工事又は改修工事で、既存木造住宅については、改修後の総合評点が0.7以上かつ改修前の総合評点を上回るもの、木造避難施設については、国指針別表第1の構造耐震指標の(3)に該当する数値を上回るもの、既存非木造住宅、非木造避難施設及び特定既存耐震不適格建築物については、国指針別表第6の構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標の(3)に該当する数値を上回るものをいう。
- (12) 耐震設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事の図面、仕様書、積算見積書、構造計算書（保有水平耐力計算、限界耐力計算及び時刻歴応答計算に係るものに限る。）等の作成をいう。

（補助対象事業、経費及び補助金額）

**第3条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の対象経費及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

(1) 耐震診断

| 対象事業               | 対象経費                            | 補助金額   |
|--------------------|---------------------------------|--|
| 非木造住宅耐震診断事業        | 既存非木造住宅の所有者が行う耐震診断に要する費用。       | 対象経費の3分の2以内の額。ただし、その額が90,000円を超える場合は90,000円を限度とする。   |
| 住宅耐震設計補助事業         | 住宅の所有者が実施する耐震設計に要する経費。          | 200,000円/戸を限度とする。  |
| 特定既存耐震不適格建築物耐震診断事業 | 特定既存耐震不適格建築物の所有者が行う耐震診断に要する費用。  | <p>対象経費の3分の2以内の額。ただし、次に定める経費を合算した額（なお、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する経費以外の経費を要する場合にあっては次に定める経費を合算した額に1,570,000円を限度として加算することができるものとする。）に3分の2を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>(1) 1,000㎡以内の部分 3,670円/㎡</p> <p>(2) 1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1,570円/㎡</p> <p>(3) 2,000㎡を超える部分 1,050円/㎡</p> |
| 大規模建築物等耐震改修緊急促進事業  | 要緊急安全確認大規模建築物の所有者が行う耐震診断に要する費用。 | <p>対象経費の3分の2以内の額。ただし、次に定める経費を合算した額（なお、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する経費以外の経費を要する場合にあっては次に定める経費を合算した額に1,570,000円を限度として加算することができるものとする。）に3分の2を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>(1) 1,000㎡以内の部分 3,670円/㎡</p>  |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>(2) 1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1,570円/㎡</p> <p>(3) 2,000㎡を超える部分 1,050円/㎡</p> |
|--|--|--|

(2) 耐震改修

| 対象事業     | 対象経費  | 補助金額  |
|----------|---|---|
| 住宅耐震改修事業 | <p>(1) 既存木造住宅 町が実施した診断士による耐震診断の結果、総合評点が1.0未満で、耐震改修工事を行うことにより、総合評点が0.7以上となり、かつ当該工事前の総合評点を上回る工事（評価委員会において、これと同等の耐震性能が向上する工事と認められた工事を含む。）に要する費用。</p> <p>(2) 既存非木造住宅 耐震診断事業を実施し、いずれかの階の構造耐震指標の数値（以下「I s 値」という。）が0.6未満又はいずれかの階の保有水平耐力に係る指標の数値（以下「q 値」という。）が1.0未満であり、耐震改修工事を行うことにより、各階の I s 値が0.6以上、かつ各階の q 値が1.0以上となる工事に要する費用。</p> | <p>次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、その額が100万円を超える場合は100万円を限度とする。</p> <p>(2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額。</p> |

|                           |   |   |
|---------------------------|---|---|
|                           | <p>(3) 既存木造住宅又は既存非木造住宅の耐震診断を実施した結果、上記の(1)又は(2)以上の基準を確保するための現地建替え工事に要する費用。</p>   |   |
| <p>避難所耐震改修事業</p>          | <p>(1) 木造の避難所 町が実施した診断士による耐震診断の結果、構造耐震指標の数値(以下「I w 値」という。)が1.0未満であり、耐震改修工事を行うことにより、I w 値が1.0以上となる工事に要する費用。</p> <p>(2) 非木造の避難所 耐震診断事業を実施し、いずれかの階の I s 値が0.6未満又はいずれかの階の q 値が1.0未満であり、耐震改修工事を行うことにより、各階の I s 値が0.6以上、かつ各階の q 値が1.0以上となる工事に要する費用。</p> | <p>耐震改修工事に要する費用(延べ面積に1平方メートル当たりの限度額51,200円/㎡(免震工法等特殊な工法による場合には83,800円/㎡)を乗じて得た額を限度とする。)の3分の2以内を上限とする。ただし、その額が2,000万円を超える場合は2,000万円を限度とする。</p> |
| <p>特定既存耐震不適格建築物耐震改修事業</p> | <p>前号の特定既存耐震不適格建築物の耐震診断を行った結果、いずれかの階の I s 値が0.6未満又はいずれかの階の q 値が1.0未満であり、耐震改修工事を行うことにより、各階の I s 値が</p>   | <p>耐震改修工事に要する費用(延べ面積に1平方メートル当たりの限度額51,200円/㎡(免震工法等特殊な工法による場合には83,800円/㎡)を乗じて得た額を限度とする。)の100分の23以内を上限とする。</p>                                  |

|                   |  |   |
|-------------------|--|---|
|                   | 0.6以上、かつ各階の q 値が1.0以上となる工事に要する費用。  | ただし、その額が300万円を超える場合は300万円を限度とする。  |
| 大規模建築物等耐震改修緊急促進事業 | 前号の大規模建築物等耐震改修緊急促進の耐震診断を行った結果、いずれかの階の I s 値が0.6未満又はいずれかの階の q 値が1.0未満であり、耐震改修工事を行うことにより、各階の I s 値が0.6以上、かつ各階の q 値が1.0以上となる工事に要する費用。 | 耐震改修工事に要する費用（延べ面積に1平方メートル当たりの限度額51,200円／㎡（免震工法等特殊な工法による場合には83,800円／㎡）を乗じて得た額を限度とする。）の100分の23以内を上限とする。ただし、その額が2,000万円を超える場合は2,000万円を限度とする。 |

- 2 前項で算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 3 非木造住宅及び特定既存耐震不適格建築物の耐震診断事業に対する補助金の交付を受けることができる者は、補助の対象となる建築物の所有者（個人、共有名義人又は法人事業者）で、耐震性能を向上させるための改修工事を実施する意思のある者とする。
- 4 住宅耐震改修事業に対する補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 補助の対象となる建築物に居住する者で、この建築物について耐震改修工事を行う者であること。
  - (2) 補助金交付申請を行う日の属する年の前年度の所得が、別表第1に掲げる額以下であること。
- 5 住宅耐震改修事業の補助金の交付にあたっては、あらかじめ特別控除額を差し引いた額を交付するものとする。
- 6 特定既存耐震不適格建築物耐震改修事業に対する補助金の交付を受けることができる者は、補助の対象となる建築物の所有者（個人、共有名義人又は法人事業者）で耐震改修工事を行う者であること。

（補助金交付の条件）

**第4条** 前条に規定する補助金の交付を受けようとする場合は、町税等に滞納がないこと。

（交付の申請）

**第5条** 補助金の交付の申請をしようとするものは、住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類（以下「関係書類」という。）を添えて町長に提出しなければならない。

（1）耐震診断事業の場合

- ア 対象建築物の現況を表す位置図、各階平面図、外観写真等
- イ 耐震診断費に要する費用の見積書
- ウ 建築物の耐震診断を行う建築士の当該建築士たる身分を証する書類の写し
- エ 対象建築物の所有権及び建築年月日を証明するための次のいずれかの書類
  - あ 建築確認通知書
  - い 課税台帳記載事項証明書（住宅）
  - う 登記事項証明
- オ その他町長が必要と認める書類

（2）耐震改修事業の場合

- ア 対象建築物の現況を表す位置図、各階平面図、外観写真等
- イ 耐震改修工事の計画書
- ウ 耐震改修工事に要する費用の見積書
- エ 耐震診断の結果を表示する書類の写し
- オ 耐震改修工事を担当する建築士の当該建築士たる身分を証する書類の写し
- カ 耐震改修工事の施工前及び施工後の状態を表示する図面
- キ 対象建築物の所有権及び建築年月日を証明するための次のいずれかの書類
  - あ 建築確認通知書
  - い 課税台帳記載事項証明書（住宅）
  - う 登記事項証明
- ク その他町長が必要と認める書類

（交付の決定）

**第6条** 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、山ノ内町住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（計画の変更等）

**第7条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を行う者（以下「補助事業者」という。）は、第5条に規定する申請書又は関係書類に記載した事項のうち、次のいず

れかに該当するものを変更しようとする場合は、あらかじめ山ノ内町住宅・建築物耐震改修促進事業計画変更承認申請書（様式第3号）に変更後の関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 施工箇所及び施工方法
- (2) 耐震診断又は耐震改修の計画及び内容
- (3) 補助対象経費の額

2 町長は、前項の申請書を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、山ノ内町住宅・建築物耐震改修促進事業計画変更承認通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに山ノ内町住宅・建築物耐震改修促進事業工事遅延等報告書（様式第5号）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 町長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第6号）により補助事業者へ指示するものとする。

5 補助事業者は、補助対象事業が交付の決定を受けた年度内に完了しない場合は、当該年度の11月末日までに山ノ内町住宅・建築物耐震改修促進事業工事年度繰越承認願（様式第7号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

6 町長は、前項の承認願を受理したときは、その内容を審査し、繰越承認書（様式第8号）により年度繰越を承認するものとする。

（事前着手の禁止）

**第8条** 補助事業者は、第6条に規定する補助金の交付の決定又は前条第2項に規定する通知があるまでは、補助対象事業に着手してはならない。

（補助対象事業の中止又は廃止）

**第9条** 補助事業者は、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、山ノ内町住宅・建築物耐震改修促進事業工事中止等届（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

**第10条** 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、山ノ内町住宅・建築物耐震改修促進事業完了実績報告書（様式第10号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 耐震診断又は耐震改修工事に係る工事請負契約書の写し又は工事請負業者の発行する領収

書の写し

- (3) 耐震診断又は耐震改修工事を実施する箇所ごとの施行中及び施工後の状態を撮影した写真
- (4) 対象建築物が十分な耐震性能を有することを証する建築士等による証明書
- (5) その他町長が必要と認めた書類

2 前項の実績報告は、補助対象事業の完了日から起算して30日を経過する日又は交付決定の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

3 補助事業者は、交付の決定を受けた補助金の一部又は全部を、第7条第6項の承認を経て翌年度に繰越した場合は、山ノ内町住宅・建築物耐震改修促進事業年度終了実績報告書(様式第11号)を交付の決定を受けた年度の3月末日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

**第11条** 町長は、補助金の額を確定した場合は、山ノ内町住宅・建築物耐震改修促進事業補助金確定通知書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第12条** 補助事業者は、前条の規定による通知書の交付を受けた日から起算して10日を経過する日までに、山ノ内町住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付請求書(様式第13号)を町長に提出しなければならない。

(支給の原則)

**第13条** この事業による補助金の交付を受けた者は、同じ対象事業の補助金は重ねて交付を受けることができない。

2 特定既存耐震不適格建築物において、エキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法のみで接している複数の建築物の部分が一体となって1棟を形成している建物について、所有者(個人、共有名義又は法人事業者)の名義にかかわらずエキスパンションでジョイントしていない独立した建築物のうち1つの建築物についてのみ補助対象とし耐震診断補助及び耐震改修補助はそれぞれ1回限りとする。

(書類の整理等)

**第14条** 補助事業者は、補助対象事業の実施に係る書類を整理し、補助金の交付を受けた会計年度が終了した後、5年間保管しなければならない。

(補則)

**第15条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年7月26日から適用する。

**附 則**（平成22年8月25日告示第53号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成22年8月5日から適用する。

**附 則**（平成26年3月20日告示第22号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年9月10日告示第83号）

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成28年1月14日告示第2号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の規定は平成27年4月1日から適用する。

**附 則**（平成29年3月23日告示第19号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29年9月1日告示第92号）

この告示は、平成29年9月1日から施行する。

**附 則**（令和2年3月25日告示第24号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

**別表第1**（第3条関係）

|          |              |
|----------|--------------|
| 給与所得のみの者 | 収入金額 1,442万円 |
| その他の者    | 所得金額 1,200万円 |

**備考**

- 1 「収入金額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条に規定する給与等の収入金額をいう。
- 2 「所得金額」とは、所得税法に規定する不動産所得、事業所得及び給与所得の各金額を合計した額をいう。

**様式**（省略）